

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社が施行するB市に所在していたC自動車道D橋（鋼上部工）工事現場において、とび工として従事していたところ、平成〇年〇月〇日、地組架台の組替作業中、受傷した。

請求人は、同日、E医療センターに受診し「右脛骨高原骨折、右大腿骨骨幹部難治性開放骨折、左小指挫創」（以下「本件傷病」という。）と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後も松葉杖及び装具に要する費用が発生したとして、監督署長に療養補償給付たる療養の費用を請求したところ、監督署長は、治ゆ日後の請求であるとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、上記請求のほか、障害補償給付、療養補償給付（移送費）及び休業補償給付について再審査請求するも、当審査会は平成〇年〇月〇日付けでいずれも棄却した。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が平成○年○月○日をもって治ゆ（症状固定）したとして、同年○月○日以降の期間に係る療養補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、請求人の本件傷病は症状が安定しておらず、症状固定の状態ではなく、松葉杖や装具が必要である旨主張している。しかし、当審査会では、既に平成○年労第○号事件裁決書において、請求人の本件傷病は、平成○年○月○日をもって治ゆ（症状固定）していると判断したところであり、請求人の本件請求は、いずれも治ゆ（症状固定）後のものであることから、療養補償給付の対象とはならない。

3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。